

「大洗町地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の改定（案）に関する意見募集結果について

1. 意見募集期間

令和3年1月28日（木）～ 2月26日（金） 計30日間

2. 募集方法

- ・大洗町ホームページ掲載
- ・役場1階ロビー，役場2階生活環境課，ゆっくら健康館1階窓口，中央公民館行政情報コーナーでの閲覧

3. 寄せられた意見数

- ・意見提出者数 1人
- ・意見数 6件

番号	意見要旨	意見に対する 計画修正の有無	意見に対する町の考え方
1	常陽における冷却材のナトリウム漏れ，爆発に関する対策を記載すべき。	無	本計画は，個々の事象ではなく，緊急事態区分（警戒事態，施設敷地緊急事態，全面緊急事態）に応じた防護措置について示しています。
2	原子力災害時にボランティアを受け入れることは危険ではないか。	無	一般の方が屋外で活動できないような状況でボランティアの受け入れは行いません。 ボランティアの方々に協力していただく例として，避難先（UPZ 圏外）での避難所運営等を想定しています。
3	原子力事業所の範囲に，東海村に位置する原子力機構核燃料サイクル工学研究所内の再処理施設を加えるべき。	無	原子力機構核燃料サイクル工学研究所内の再処理施設（東海村）の原子力災害対策重点区域（UPZ）は半径約5kmであり，大洗町全域がUPZ 圏外であるため，この施設は本計画の対象外になります。
4	外国語放送を行うにあたり，緊急時に語学ボランティアの協力を得ることは難しいのではないか。翻訳機を用意しておくべき。	無	外国人等の要配慮者に配慮した情報伝達体制については，平常時から整備することとしています。
5	病院等入院患者，社会福祉施設等入所者の避難は不可能ではないか。実現のために，病院，社会福祉施設等の管理者と協議していくことを記載すべき。	無	平常時から病院等医療機関及び社会福祉施設の管理者と町が連携し，防災体制の整備を図ることを記載しています。
6	原子力災害発生前から町民に対し，被ばくを避けるための教育を行うべき。また，原子力災害発生後は，専門家の指導のもと町民が被ばくしない対策を記載すべき。	無	平常時から町が町民に対して，原子力の基礎知識及び防災知識の普及に努める旨を記載しています。また，原子力災害発生後において，町は，国，県，防災関係機関等と連携し環境中の放射性物質の除去，除染を行う旨記載しています。